

独立行政法人情報処理推進機構御中

令和 6 年度共同研究調査報告書

京都大学大学院法学研究科附属
法政策共同研究センター

令和 7 年 3 月 14 日

本報告書は、国立大学法人京都大学（以下、京都大学）と独立行政法人情報処理推進機構（以下、IPA）の間の令和 6 年 3 月 29 日付共同調査研究契約書（2023 情財第 752 号）に基づき、京都大学大学院法学研究科附属法政策共同研究センター（以下、KILAP）が令和 6 年度に行った共同研究の実績の活動について報告するものである。

令和 6 年度は、当初の実施計画に従い、以下の研究活動を行った。

1. ガバナンスアーキテクチャの設計

- (1) ガバナンスアーキテクチャのリファレンスモデル構築
- (2) ガバナンスアーキテクチャの適用に関する知見の提供
- (3) 設計のために必要となるリーガル面での調査
- (4) 上記①～③に関する KILAP が主催する会議の実施

2. ガバナンスアーキテクチャの設計を担う人材の育成

以下、順に報告する。

1. ガバナンスアーキテクチャの設計

(1) ガバナンスアーキテクチャのリファレンスモデル構築

- ① 「社会の DX と法」をテーマとする個別法分野ごとの体系的分析

2024 年度は、System of systems (SoS) のガバナンスにおいて、各ノードや基盤を設計・運用する主体がステークホルダーとの対話に基づき柔軟にガバナンスをアップデートしていく「アジャイル・ガバナンス」の抽象的な全体イメージを整理した。また、2023 年度は、そのような全体イメージに基づき、より具体的なアジャイル・ガバナンスのリファレンスモデルを、「AI ガバナンス」という切り口をベースとして構築した。

これらの成果を踏まえ、本年度は、「社会の DX と法」というテーマで、人工知能の発展と IoT の普及によって出現しつつある Cyber-Physical System (CPS) によって引き起こされる、法・社会規範・アーキテクチャ・市場の関係性の変化を各法分野の観点からリファレンスモデルとして描き出すこととした。このようなアプローチを採用した理由は、少なくとも現時点において、「法全般」という観点から DX 後の法体系を記述することは現実的ではなく、個別の法分野において現行の制度がどのように変容していくべきかを描き出すことこそが必要となるためである。

具体的には、アジャイル・ガバナンスという本研究で扱ってきた枠組みを通奏低音として、憲法・民法・刑法・行政法といった様々な観点から、日本社会の DX における法のあり方を構想した。DX に通じた専門家・実務家と、各法分野において DX の問題に取り組もうとする法学者とが毎月研究会を開催し、その成果を、特集企画として「法律時報」誌に掲載した。その全体を【資料 1】として添付する¹。

②・「法の支配のデジタル化」に関する書籍刊行（有斐閣、近日公刊予定）

2024 年 7 月 20 日に、「法の支配のデジタル化」というテーマで、京都大学にてシンポジウムを行った。ここでも、アジャイル・ガバナンスを下敷きとしつつ、「信頼性のある自由なデータ流通（Data Free Flow with Trust, DFFT）」と「統計的生命価値（Value of Statistical Life, VSL）」、「憲法と行

¹ 全文は、2025 年 2 月号（通巻 1212 号）4-6 頁参照。」

政法の観点からみた法の支配のデジタル化」、「サンドボックスとデジタル時代の規制改革」といった異なる角度から議論を行った。そこで議論をベースとして、「法の支配のデジタル化」（仮）と題する書籍を近日中に株式会社有斐閣から刊行予定である。

なお、当日の報告の概要については、KILAP のウェブサイトにも掲載している²。

（2）ガバナンスアーキテクチャの適用に関する知見の提供

①・SoS ガバナンスと AI ガバナンスの融合 — 「AI 規制論」のコペルニクス的転回

上記（1）は未来のガバナンスアーキテクチャを構想するものであったが、他方で足元で起きている規制や法制度に関する議論に本研究のガバナンスアーキテクチャを適用する試みも行った。それを取りまとめたのが、「『AI 規制論』のコペルニクス的転回—現代の一般的規制モデルの構築に向けて」と題する論文である。本論文は、2025 年 3 月後半に東京大学レビュー第 19 卷に掲載・公開される予定であるが³、参考までに、再校前の原稿を【資料 2】として提出する（但し、その後国内外で重要な政治的動向があったために、公開版では多くの場所をアップデートしている）。

そこでは、本プロジェクト期間を通じて得たアジャイル・ガバナンスに関する知見を、最新の国内外の AI に関する法的動向（その具体的な内容は、以下（3）①の調査により得られた）に適用したうえで、昨今 AI として語られていることが、AI という技術に固有の問題ではなく、既存の規制に内在していた問題を、AI が浮き彫りにしたに過ぎないという見方を提示した。その上で、我々が最終的に目指すべきなのは、AI に関する新法を制定したり、法令の中に AI に関する条項を追加したりすることではなく、規制

² https://cislp.law.kyoto-u.ac.jp/sympo_minutes/

³ <http://www.sllr.j.u-tokyo.ac.jp/>

一般の内容や運用を、AIの使用の有無を問わず全般的に見直すことである、という主張を行った。そして、現在「AI規制論のアプローチ」として語られていることが、そうした法制度の一般的な見直しにあたって重要な手がかりとなることを示した。

具体的な「AI規制のアプローチ」としては、①リスクベースアプローチ、②ハードローによる大枠の設定とソフトローによる具体化、③プロダクト要件とマネジメント要件の組み合わせ、④共同規制、⑤透明性・アカウンタビリティの重視、⑥認証・監査、⑦継続的な評価と改善、⑧国際的な協調、という要素に分けて分析を行った。

いうまでもなく、これらの要素は本プロジェクトで明らかにしてきたアジャイル・ガバナンスの要素である。昨年度は、「AIガバナンス」をSoSガバナンスの一例として取り上げ分析したが、本年度の研究では、これまでAIガバナンスの文脈で議論されてきた枠組こそが（AIシステムにとどまらず）SoSやサイバーフィジカルシステム（CPS）を基盤とする社会のガバナンスの在り方そのものであることを示したことになる。

②・「CPS-SoS 安全に関するガバナンスアーキテクチャに係るホワイトペーパー」のレビュー

DADCにて作成中の「CPS-SoS 安全に関するガバナンスアーキテクチャに係るホワイトペーパー」について、伴走型で継続的にレビューとコメントを行った（合計3回）。

（3）設計のために必要となるリーガル面での調査

①・AI制度に関する国際制度比較

CPSに関する法制度調査として、2024年末時点におけるG7各国のAI政策とその比較を行った“Enhancements and next steps for the G7 Hiroshima AI Process: Toward a common framework to advance human rights, democracy and rule of law”と題する論文をCambridge Forum on AI: Law and Governance誌に

投稿した。その全文を【資料 3】として添付する。これによって、スコープや強制力に違いがあるものの、G7 各国が（少なくとも 2024 年までは）AI 政策において具体的に足並みを揃えていたことを示すと共に、今後、人権、法の支配や民主主義といった基本的価値を実現するための更なる国際協力の在り方についても提言を行った。

②英国自動運転規制当局者からのオンラインヒアリング

英国においては、自動運転車を規制する自動運転車両法（Automated Vehicles Act : AVA）が制定され、2024 年 5 月 20 日に施行された。同法は、自動運転車の安全基準と責任の所在を明確化し、公道での実用化を促進するための法律である。この法律では、自動運転システムが「安全に自己運転できる」状態を自動運転と定義し、人間の監視や制御を必要としないレベルを想定している。自動運転モード中の事故の責任は、ドライバーではなく、車両メーカー やソフトウェア開発者など「認定自動運転事業者」が負う。ただし、自動運転機能がオフの場合は、従来通りドライバーが責任を負うことになる。

安全基準に関しては、自動運転車の承認、認可、運用、使用中の規制、事故調査など、多段階で安全性を評価する包括的な枠組みが構築されている。また、自動運転技術に対する国民の理解と信頼を得るために、情報公開や対話を重視している。

自動運転レベルと責任主体については、自動運転機能がオンでドライバーがシステムからの要求に応じて対応する場合（User-In-Charge）、自動運転機能がオンでドライバーが存在しない場合（No-User-In-Charge）、といった類型ごとに責任の主体を異なるものとするアプローチを採用している。

英国ではこの法律により、英国は 2026 年までに公道での自動運転車の実用化を目指している、とのことであった。【資料 4-1】

他方で、日本側からは、デジタル庁で行われた「AI 時代における自動運転車の社会的ルールの在り方検討サブワーキンググループ」での検討の概要などを紹介した。【資料 4-2】

③日本の最新の AI 法制に関する調査

世界の AI に関するルールが動く一方で、我が国でも 2024 年に入ってから政府の AI 制度研究会による中間とりまとめが公表されたり、AI 法案が閣議決定されたりと、重要な動きがあった。その全体像をまとめた論文を、CSIS(戦略国際問題研究所)のウェブサイトに公表したので、【資料 5】として提出する。

2. ガバナンスアーキテクチャの設計を担う人材の育成

(1) サマープログラムの実施

2024 年 7 月 9 日から 7 月 12 日にかけて、KILAP の主催により、"Summer Program on Governance Innovation" (以下、SC) を実施した。本 SC は、本共同研究に関する国内外の政策担当者・民間実務家・研究者等からの認知を広めると共に、参加者間の強固な人的ネットワークを形成することを主な目的として実践したものである。

オーガナイザーを KILAP 所属の稻谷（教授）及び羽深（特任教授）が務め、以下の講師を招いて、実施した。当日のプログラム及び登壇者を、【資料 6】として提出する。

(2) 国内外での調査及び講演活動

上記以外にも、国内外で様々な講演活動を行った。その主なものを以下に示す。

- 4 月 6 日 Agile Governance Symposium 3rd (京都大学)
[詳細リンク](#)
- 6 月 2 日 AI と刑事法 (日本刑法学会：龍谷大学深草キャンパス)

- 6月17日 *Japan's Approach to AI Governance & Co-habitant Robots and Their ELSI Implications* (Mapping and Governing the Online World, Ascona) [詳細リンク](#)
- 6月28日 ミラノ大学法学部での講義
- 7月2日 *Summer School on Agile Governance* (欧州大学院・フィレンツェ、EUI) [詳細リンク](#)
7月20日 「法の支配のデジタル化」シンポジウム (京都大学) [詳細リンク](#)
- 9月20日 *OCS International Symposium 2024* (バンコク、タイ政府主催) [詳細リンク](#)
- 10月22日 *Japan's Approach to AI Governance: Shaping a Future of AI-Human Interaction* (スタンフォード大学サイバーポリシーセンター) [詳細リンク](#)
- 12月11日 *Cross-Cultural Approaches to Desirable AI* (ケンブリッジ大学、オンライン) [詳細リンク](#)

また、一例として、スタンフォード大学サイバーポリシーセンターで使用した講義スライドを、【資料7】として提出する。

3. おわりに

2024年度は、本共同研究開始時（2022年）に当面先の未来の話として語られていた新たなガバナンスアーキテクチャの設計が、AI技術の急速な発展などもあり急速に現実のものとなった年となった。

世界的に見れば、欧州は複雑な立法による規制強化を、米国は（とりわけ新トランプ政権後には）市場放任を進めるなど、各国がSoSのガバナンスに異なるポジションを取る中、日本としてはそのいずれでもない、アジャイルかつマルチステークホルダーのガバナンスモデル（アジャイル・ガバナンス）を追求・推進し

てきたところである。我が国において SoS のガバナンスを具体的に検討する必要性は、一層高まったものといえよう。

このような状況のもと、本年度は、①日本のアジャイル・ガバナンスを実装するための具体的な研究を深めると共に（AI ガバナンスを基軸とした規制・制裁・責任等に関するあり方の具体的探究・分析と枠組設計）、②それらを国内で制度化するための政府の検討等にも貢献しつつ、③国外での普及活動と各国との制度協力の模索に力を入れるなど（米国・欧州・アジア各国での講演・教育活動）、3 年間の集大成となる活動を行うことができた。その具体的な内容については、各添付資料を参照されたいが、国内外の主要なプレイヤーからアジャイル・ガバナンスがかつてより広く認識・支持されるようになった手応えを感じているところである。

折しも、日本では 2025 年 2 月 4 日に政府の AI 制度研究会による中間とりまとめが公表され、また、同 28 日には「AI 関連技術の研究開発・活用推進法案」が閣議決定された。これらの政策に共通しているのは、民間事業者による AI の実装を強く後押ししつつ、その信頼性の確保については事業者の自主的な取組に委ねるということである。これは、官民連携によるガバナンスアーキテクチャの構築とその絶え間ないアップデートが一層重要になってきていることを意味する。本共同研究の成果が、今後の国内外におけるこうした SoS のガバナンスアーキテクチャの構築と実践の進展に少しばかりでも寄与するものであれば幸いである。

以上